



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信 No.32

発行: きりん人事労務管理事務所

〒333-0823 埼玉県川口市石神239-30

TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

URL : <http://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : m.miyazawa@sr-kirin.jp

4
2018

トピックス 協会けんぽ 保険料のインセンティブ制度導入

協会けんぽにおいて、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」が導入されます。この制度は協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、健康保険料率に反映させ、医療費適正化につなげようというものです。

特定健康診断・保健指導の実施率などにに基づき、全国の都道府県別にランキングづけし、上位過半数に該当した都道府県の保険料が引き下げられるというもののようです。

協会けんぽでは、**胃がん健診、肺がん健診、大腸がん健診**などを含む生活習慣病予防健診の補助があり、**自己負担額7,038円**で受診できます。

また、生活習慣病予防健診を正社員全員に受診させる制度を作ることで支給される助成金もあります。人材確保困難の時代です。社員の健康管理にも力を入れていきたいですね。

※協会けんぽの特定健診は、35歳から74歳までと年齢制限があります。



平成30年度の年金額改定

● 総務省が公表した平成29年平均の「全国表皮者物価指数(生鮮食品含む)」を踏まえ、平成30年度の年金額が決定しました。年金額は平成29年度から据え置きとなります。

高い高い厚生年金保険料。受給開始年齢は引き上げられ、働く者には支給停止。不安要素も多い制度ですが、現在の支給額は下記の通りとなっています。

成人してから40年間、60歳までには色々な人生があるかと思しますので、下記の通りの例はなかなかないのではないかと思います。厚生労働省は下記を「標準的な年金」として公表しております。(私は「標準」にはほど遠いです…(^_^;))

○平成30年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例 ※厚生労働省 Press Release 抜粋

	平成30年度(月額)
国民年金(基礎年金:夫婦2人とも満額の例)	129,882円
厚生年金(夫が厚生年金、妻が専業主婦 40年間の例)	221,277円
※夫が平均的収入(平均月収42.8万円)で40年間就業・その妻が40年間専業主婦の例	



トピックス 日本年金機構における年金関係の手続でもマイナンバー(平成30年3月~)

日本年金機構における年金関係の手続についても、マイナンバーの利用が可能とされました。雇用保険の手続きにおいても5月からはマイナンバーがないと手続きが進まないとのことになりました。別添のリーフレットをご用意しましたので、今後はマイナンバーの回収、ご提出にご協力をお願い致します。



尚、4月は入退社の手続きが集中する為、社会保険等の処理に大変時間がかかる事が予想されます。特に急ぐ必要がある場合は個別にご相談下さい。よろしくお願い致します。



平成30年度の雇用・労働分野の助成金(簡易版パンフレットを公表)

厚生労働省から、「平成30年度 雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版)」が公表されました。

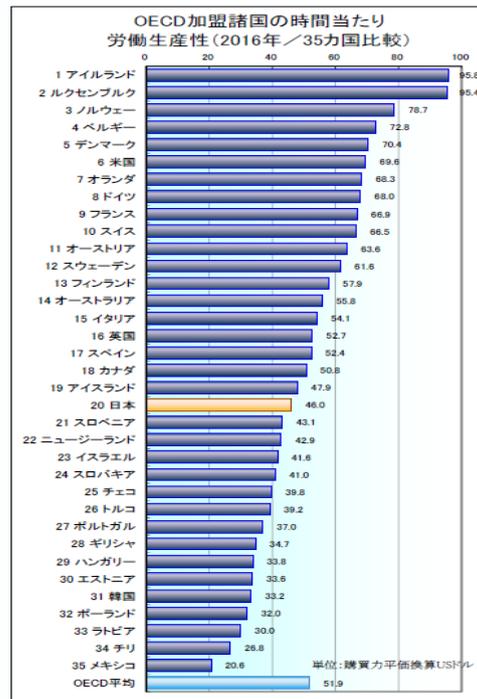
例年、その年度予算と連動して、要件や支給額の変更、コースの新設・統廃合などの制度の見直しが図られる助成金ですが、平成30年度においては、雇用保険法施行規則等の一部改正、労災保険法施行規則の一部改正により、多くの助成金が改定されました。

生産性要件

最近、「生産性要件」という言葉をあちこちで見かけます。助成金の支給額も、「生産性要件」をクリアしたかどうかで支給額が25%以上増額するものもあります。日本は先進国の中では労働生産性が低いと言われていて、減り続ける労働力人口問題と共に、大きな課題であると認識されています。このような日本の課題をクリアすると、助成金が支給されたり、増額したりというルールを作り、企業の皆さんにその問題に着目して貰うというのが助成金の狙いなのです。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値}(\times 2)}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※2 = 営業利益+賃金+減価償却費+動産不動産賃借料+租税公課
助成金では、3年前の決算と直近の決算を比較して6%以上向上を要件としています。



公益財団法人 日本生産性本部

この図は、労働問題の講義などでは本当に良く見かけるお馴染みの統計図でなんですよ。

平成30年度予算概算要求-厚労省過去最大木暮の31兆円超え

一般会計総額が97兆7,128億円と過去最大となる平成30年度予算が、平成30年3月28日の参院本会議で、与党などの賛成多数で可決・成立しました。国の力とは、企業の力だと思います。そして企業の力とはやはり労働力と質が命です。

この大きな予算は、働き方改革の着実な実行に大きく活用されます。新しく出来る助成金や補助金の要件を読むと、即ち日本に必要なだとされている政策を読むことにも繋がります。今月から、私が個人的に「いいね!」と思う助成金を、1つずつ紹介して行きたいと思います。

生涯現役助成金-特定求職者雇用開発助成金【生涯現役コース】

【支給要件】

- ① 65歳以上の離職者を、ハローワークの紹介で雇入れる
- ② 1年以上継続雇用する条件で雇用契約を締結し、実際に雇用するハローワークの求人は、掲載無料です。面接をする前に、必ずハローワークの紹介状を発行して貰って下さいね!!

中小企業支給額

70万円(50万円)

()は週30時間未満の雇用

お仕事 カレンダー 4月



- 4/10
 - 一括有期事業開始届の提出(建設業)
 - 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
 - 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 4/15
 - 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出期限
- 5/1
 - 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 - 預金管理状況報告書の提出
 - 家内労働委託状況届の提出
 - 労働者私傷病報告書の提出(休業4日未満1~3月の労災事故について報告)
 - 固定資産税(都市計画税)第一期の納付(市町村の指定日まで)
 - 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
 - 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告

◆自分が受け取ることの出来るものは、欲しがらるものではなく、自分が受け取るにふさわしいものなのです◆
深刻な人材不足の時代がやってくる気配ですね。どんなに求人票を飾り立てても、募集の給与を上げても、本当に定着するいい人材を集めるには、秘策はなく、雇用環境を大切に「いい会社」に育つことが一番なんだろうと思うのです(^^)

最近ハマっております、お馴染みの「原因と結果の法則」の著者 ジェームズ・アレンの言葉でした